

山口県報

平成17年
11月18日
(金曜日)

目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(萩市)(市町村課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
山口県卸売市場整備計画の公表(生産流通課)	四
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産課)	四
保安林の指定(長門市)(森林整備課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	六
公告	六
国土調査の成果の認証(地域政策課)	六
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	七
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
契約の締結(物品管理課)	九
選挙告示	九
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示の一部訂正	九
公安委規則	九
機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則	九
公安委告示	一〇
技能検定員審査の実施	一〇
教習指導員審査の実施	一一
雑報	一一

争議行為の通知……………三三
県報の正誤(平成十六年一月十三日山口県報)……………三三

山口県告示第六百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、萩市長から萩市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年九月三十日確認した旨の届出があった。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 萩市大字椿東字釜屋六一〇三の四から同大字馬ノ鞍七〇五の三までに沿接する一般国道一九一号地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十六年七月二十九日付指令港湾第三二六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+〇・九三メートル)、2の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ昭和六十三年秋分の満潮位(D・L・+一・〇一メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、四七〇・二〇平方メートル
- 1の地点 萩港瀉海岸壁北端に設置した基準点(北緯三四度二六分一三・五九六秒東経一三一一度二六分一〇・二三五秒)から四度〇一分二七秒六六〇・九八メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から二一八度二〇分五七秒三五・五五メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から三一九度五七分二八秒三九・八九メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から二七五度〇五分五四秒二〇六・四一メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から四度〇七分四八秒四・五一メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から二四度一分三八秒一四・五一メートルの地点

山口県告示第六百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十一月十八日から同年十二月八日まで

の間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民環境部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一―番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構造			使用の方法		
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	間使用時間 隔間	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概的変
二七―口	($m^3/時$)	平成一八、 一、一〇	平成一八、 二、一〇	平成一八、 三、一	連 続	二 四時間	変 動なし
二七―又	($Nm^3/分$)	"	"	"	"	"	"
二七―ル	($Nm^3/分$)	"	"	"	"	"	"
三三―イ (二基)	($l/日$)	"	"	"	"	"	"
三三―イ	($l/日$)	"	"	"	"	"	"
"	($l/日$)	"	"	"	"	"	"
三三―口	($l/日$)	"	"	"	"	"	"

備考 「二七―口」、「二七―又」及び「二七―ル」並びに「三三―イ」及び「三三―口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	窒素 量 (mg/ℓ)	燃 料 量 (mg/ℓ)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)					
二七〇口	通	常	三	四	一〇	検出せず	二、六〇〇
二七〇又	通	常	〃	〃	〃	検出せず	七・四
二七ール	通	常	〃	〃	〃	〃	二・六
三三〇イ (二基)	通	常	六・五	六五	三五〇	検出せず	八・四
三三〇口	通	常	〃	〃	〃	〃	〇・〇七
〃	通	常	〃	〃	〃	〃	〇・二
〃	通	常	〃	〃	〃	〃	二・五
〃	通	常	〃	〃	〃	〃	八・四
〃	通	常	〃	〃	〃	〃	三・八
〃	通	常	〃	〃	〃	〃	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理の方式	間使用時間	の一日当たりの概 季節的変動の要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日
中和処理施設	鉄筋コンクリート	三〇〇	中和	連続	変動なし	(既)		(設)
排水槽	〃	一、二〇〇	沈殿	連続	二四時間			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚水等の汚染状態の値		浮遊物質 量 (mg/ℓ)	窒素 量 (mg/ℓ)	燃 料 量 (mg/ℓ)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)				
中和処理施設	処理前	一	三六	六六	二二〇	検出せず	一八三・七
	通	常	常	常	常	常	二二八・五
	最	大	大	大	大	大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水槽	排水水の汚染状態の値及び排水水の量	
	処理後	処理前
	七	六・七
	〃	七・五
	二〇	二〇
	四〇	四〇
	五	〃
	一〇	〃
	〃	〃
	〃	六〇
	〃	九〇
	〃	二・八
	〃	三・二
	〃	八五〇・一
	〃	一、一八一・二

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	六・九	通	通	通
〃	八・六	最	最	最
〃	一〇	通	通	通
〃	二〇	最	最	最
一五	一〇	通	通	通
三〇	二〇	最	最	最
〃	検出せず	通	通	通
二七・八四	二四・七七	最	最	最
四四・三五	三七・四	通	通	通
一・五八	一・二七	最	最	最
二・八	二・二五	通	通	通
一、三〇〇・八	一、一八五	最	最	最
一、七二五・九	一、四三〇	大	大	大

山口県告示第六百十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、平成二十二年を目標年度とする山口県卸売市場整備計画を定めたので、次の要領により公表する。

平成十七年十一月十八日

一 山口県卸売市場整備計画の内容

縦覧に供する山口県卸売市場整備計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林部生産流通課及び山口県水産部水産課

山口県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
山口市二島土地改良区

認可年月日
平成一七、一一、九

山口県告示第六百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求めらる。

平成十七年十一月十八日

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」といふ。）の羽数の合計が千羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午（初回の報告にあつて

報告書の提出期限

山口県知事 二井 関成

は、平成十七年十一月七日から同年十二月四日までの間の各週に係る事項について同月十日正午)

- 五 報告書の提出先
- 二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所
- 六 その他
- 高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
 - 長門市渋木字正ヶ谷三六一の三五
 - 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 長門市渋木字正ヶ谷三六一の三五（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十一月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 岩国大竹線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
岩国市関戸一丁目一一の一五地先から同市同町一一の八地先まで、	新	最狭 一六・三〇〇 最広 一一三・〇〇	八〇・〇	一般国道二号の道路の区域(重用)
岩国市関戸一丁目一一の八地先から同市大字関戸字市三五九の一地先まで	旧	最狭 一六〇・〇〇 最広 一一四九・五〇	一四九・五〇	
岩国市大字関戸字市三五九の一地先から同市大字小瀬字光広一三三の一地先まで	新	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	
岩国市関戸一丁目一一の一五地先から同市同町一一の八地先まで	新	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	道路改良工事が完了による。
岩国市関戸一丁目一一の八地先から同市大字関戸字市三五九の一地先まで	旧	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	
岩国市大字関戸字市三五九の一地先から同市大字小瀬字光広一三三の一地先まで	新	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	
岩国市関戸一丁目一一の八地先から同市大字関戸字市二七六の一地先まで	新	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	ダブルウェイ一般国道二号の道路の区域(重用)
岩国市大字関戸字市二七六の一地先から同市大字関戸字市二七六の一地先まで	旧	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	
岩国市大字関戸字市二七六の一地先から同市大字関戸字市二七六の一地先まで	新	最狭 一三三・〇〇 最広 一四〇・〇〇	八〇・〇	
玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川一及び玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川二	新	最狭 五・〇 最広 七六・〇〇	三、〇〇七・〇	県道北中山岩国
玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川一及び玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川二	旧	最狭 五・〇 最広 七六・〇〇	三、〇〇七・〇	

岩国市大字小瀬字光広一三三の一地 先まで	最広 三五・五	四七一・〇	線の道路の区域
-------------------------	---------	-------	---------

山口県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年十一月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 岩国大竹線	岩国市関戸一丁目一一一の一五地先から 玖珂郡和木町大字関ヶ浜字目洗川二二六の一地先まで	平成十七年十一月十八日



(六〇九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成十五年五月十六日から 平成十七年三月五日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字椿東及び三見の各一部
周東町	平成十五年六月九日から 平成十六年十二月二十二日まで	周東町地籍図 周東町地籍簿	大字祖生の一部

阿 東 町	平成十五年五月十六日から 平成十七年二月二十一日まで	阿東町地籍図 阿東町地籍簿	大字生雲中の一部
-------	-------------------------------	------------------	----------

二 認証年月日

平成十七年十一月十八日

(六一〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十一月十八日から平成十八年三月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ルルサス防府

所在地 防府市栄町一丁目三三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 防府駆てんじんぐち市街
地再開発組合

住所 防府市天神一丁目八番二七号

代表者の氏名 藤本 晃二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

株式会社杉本利兵衛本店 防府市三田尻一丁目一三番一六号 杉本 一彦

株式会社タマシゲ楽器 防府市天神一丁目一番二二号 玉重 克裕

前田 好一 防府市岩畠二丁目二番一号 有吉 史晴

株式会社二葉屋 防府市中央町五番一四号 藤本 晃二

株式会社八百ふじ 防府市栄町一丁目五番一四号

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、一五八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一七二台

(二) 駐車場の収容台数

一一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

五九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社杉本利兵衛本店	午前一〇時	午後八時
株式会社タマシゲ楽器	"	"
前田 好一	"	"
株式会社二葉屋	午前七時	"
株式会社八百ふじ	"	"

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十七年十月二十六日

(六一一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年七月八日山口県公告(三七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十一月十八日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ川棚店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三六一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六一二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十五年七月二十九日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

平成十六年三月二十三日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第三換地区)

二 工事完了の時期

平成十四年十二月五日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第四換地区)

二 工事完了の時期

平成十三年十二月二十五日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第五換地区)

二 工事完了の時期

平成十七年一月二十一日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第六換地区)

二 工事完了の時期

平成十六年十一月二十六日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第七換地区)

二 工事完了の時期

平成十六年九月十六日

一 事業の名称

県営東荷地区担い手育成基盤整備事業(第八換地区)

二 工事完了の時期

平成十七年三月十四日

一 事業の名称

県営八ヶ宗地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十六年三月三十一日

一 事業の名称

県営千田地区水田農業確立排水対策特別事業

二 工事完了の時期

平成六年三月三十一日

一 事業の名称

県営呼坂地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了の時期

平成十七年三月三十一日

(六一三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市南町四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市柳井津三三二番地の四

有限会社クボタ

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字小野田字二ノ薄笹

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市大字東須恵三九〇六番地の五

株式会社きららプロパティ

一 開発区域に含まれる地域の名称

玖珂郡和木町和木二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社

(六一四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
出納局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
物品管理システム開発業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年十月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 六 落札金額
四千七百十四万五千円
- 七 入札公告日
平成十七年九月六日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第百五十四号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者河村建夫の出納責任者から訂正の報告があった

ので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第百四十九号)の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年十一月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

3 報告の要旨の候補者河村建夫第一回報告分に係る部分
訂正前

収 入

出たる郵附
(現金) (郵附)

田田田田田 11,000,000 円
田田田田田 2,000,000
田田田田田 13,000,000



機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十六号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和五十八年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第十一条の七」を「第四十三条」に改める。
附 則

この規則は、平成十七年十一月二十一日から施行する。

山口県公安委員会告示第七十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年十一月十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成十七年十二月十九日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年十二月二日（金曜日）から同月九日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
（一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成十七年十二月二十日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年十二月二日（金曜日）から同月九日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第七十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年十一月十八日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年十二月二十一日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十七年十二月二日(金曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年十二月二十二日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十七年十二月一日（金曜日）から同月九日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十七年十一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成十七年十一月二十一日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

正 誤

平成十六年一月十三日山口県報

三	ページ	下	行	(一三)	誤	(一三〇)	正
---	-----	---	---	------	---	-------	---

平成十七年十一月十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山

定價一箇月 金二千七百円(送料共)